

第4回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和5年4月5日(水)
2、場 所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員 20名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、浦野、岡崎、尾家、加藤、北山、高橋、鷹崎、北村、墓、江島、苅北、新谷)
4、欠席委員	最適化推進委員2名(岩渕、井上)
5、事務局	用松局長、片桐次長、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	1番橋本委員、10番田上委員
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中15名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (中原会長)	それでは、只今より令和5年第4回定期総会を開催致します。 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を1番橋本委員と10番田上委員にお願いします。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について事務局から1番の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読

議 長	<p>それでは、1番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。</p>
4番（白木原）	<p>（1番の申請地の場所について説明）</p> <p>1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後の目的は5条申請とのことでございます。</p>
議 長	<p>ただいま、1番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。</p> <p>2番の審議に入る前に奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>奥委員退席</p>
議 長	<p>それでは、2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、2番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。</p>
4番（白木原）	<p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。</p> <p>奥委員は入室をお願いします。</p> <p>奥委員着席</p>

議 長	それでは3番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。
6番（田畑）	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするとのことでございます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は承認と致します。</p> <p>それでは4番から6番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、4番から6番について、調査の報告を浦野推進委員をお願いします。
浦野推進委員	<p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。</p> <p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするということでございます。</p> <p>（6番の申請地の場所について説明）</p> <p>6について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことでございます。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	ただいま、4番から6番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番から6番について当委員会は承認と致します。それでは7番から8番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、7番から8番について、調査の報告を田上委員にお願いします。
10番 (田上)	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定することとさせていただきます。
	(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定することとさせていただきます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、8番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号 議 長	農用地利用集積計画(案)について 議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る前に田畑委員、苅北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 田畑委員、苅北推進委員、退室。

議 長	それでは、農政課担当より説明をお願いします。
農政課（加来）	（農政課 担当 説明）
議 長	ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。 田畑委員、苅北推進委員は入室してください。 田畑委員、苅北推進委員、着席
議案審議 議第3号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、 第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を橋本委員をお願いします。
1番（橋本）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、橋本委員から調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 2番の審議に入る前に奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。

	奥委員 退室
議 長	それでは、2番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番（白木原）	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2番について、白木原委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全会員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 奥委員は、入室してください。
	奥委員 着席
議 長	それでは、3番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を村本推進委員をお願いします。
村本推進委員	（3番の申請地の場所について説明） 3番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員 退室</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（井上）</p>	<p>それでは、4番について、議案の説明をお願いします</p> <p>議案朗読</p>
<p>村本推進委員</p>	<p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>4番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>ただいま、4番について、村本推進委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は、入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（井上）</p>	<p>それでは、5番について、議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>6番（田畑）</p>	<p>それでは、5番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p> <p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>5番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	ただいま、5番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 それでは、6番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を高橋推進委員にお願いします。
高橋推進委員	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします
議 長	ただいま、7番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します それでは、8番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、8番について、調査の報告を田上委員をお願いします。
10番（田上）	（8番の申請地の場所について説明） 8番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします
議 長	ただいま、8番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませぬか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 それでは、9番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、9番について、調査の報告を百留委員をお願いします。
12番（百留）	（9番の申請地の場所について説明） 9番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします
議 長	ただいま、9番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませぬか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。 それでは、10番について、議案の説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、10番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。
14番（梶原）	（10番の申請地の場所について説明） 10番について報告いたします。譲渡人と譲受人の間に、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、10番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第4号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番の議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を廣津推進委員にお願いします。
廣津推進委員	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。事業敷地拡張による計画変更となります。その後、別件にて5条申請で報告させていただきます。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議	

<p>議第5号 議 長</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について</p> <p>議第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>橋本委員、退室。</p>
<p>議 長 事務局（井上）</p>	<p>それでは、1番2番について、議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長 廣津推進委員</p>	<p>それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員をお願いします</p> <p>（1番の申請地の場所について説明）</p> <p>1番について報告いたします。転用目的は、賃貸借権設定による貸店舗及び駐車場用地の申請です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は東側水路に放流します。周囲の農地の同意は得ています。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p> <p>（2番の申請地の場所について説明）</p> <p>2番について報告いたします。転用目的は所有権移転売買による地区集会所用地の申請です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分は北側農道側溝に放流します。周囲の農地の同意は得ています。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p> <p>す。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 全委員</p>	<p>ただいま、1番2番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長 事務局（井上）</p>	<p>異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員、着席</p> <p>それでは、3番について、議案の説明をお願いします。</p>

議 長	議案朗読
2 番 (坪根)	<p>それでは、3 番について、調査の報告を坪根委員にお願いします</p> <p>(3 番の申請地の場所について説明)</p> <p>3 番について報告いたします。目的は、権設定による一般住宅用地の申請です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は市道側溝に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま</p>
議 長	ただいま、3 番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3 番について当委員会は許可と致します。それでは、4 番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、4 番について、調査の報告を橋本委員にお願いします
1 番 (橋本)	<p>(4 番の申請地の場所について説明)</p> <p>4 番について報告いたします。転用目的は所有権移転売買による宅地分譲用地(4 区画)の申請です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は隣接水路に放流します。ご審議よろしくお願</p>
議 長	ただいま、4 番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4 番について当委員会は許可と致します。それでは、5 番 6 番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、5 番 6 番について、調査の報告を白木原委員にお願いします

<p>4番（白木原）</p>	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>5番について報告いたします。転用目的は所有権移転売買による資材置場用地の申請です。境界もはっきりしており、雨水排水は地下浸透となっております。</p> <p>（6番の申請地の場所について説明）</p> <p>6番について報告いたします。転用目的は所有権移転売買による建築条件付宅地分譲用地（4区画）の申請です。境界もはっきりしており、生活排水は合併処理浄化槽を設置し雨水排水は側溝に放流します。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、5番6番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、5番6番について当委員会は許可と致します。それでは、7番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、7番について、調査の報告を奥委員にお願いします。</p>
<p>5番（奥）</p>	<p>（7番の申請地の場所について説明）</p> <p>7番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による倉庫用地の申請です。雨水排水は隣接水路に放流します。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、7番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。それでは、8番9番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上）</p>	<p>議案朗読</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、8番9番について、調査の報告を武信推進委員にお願いします。</p>
<p>武信推進委員</p>	<p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>8番について報告いたします。所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に隣接する道路側溝に放流します。</p> <p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>9番について報告いたします。所有権移転売買による貸駐車場用地の申請です。雨水排水は自然浸透とします。境界もはっきりしており特に問題はないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、8番9番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、8番9番について当委員会は許可と致します。それでは、10番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (井上)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、10番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
<p>6番 (田畑)</p>	<p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>10番について報告いたします。転用目的は、使用賃借権設定による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に道路側溝に放流します。審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、10番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。それでは、11番について、議案の説明をお願いします。</p>

事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、11番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員	（11番の申請地の場所について説明） 11番について報告いたします。転用目的は、所有権移転売買による駐車場及び資材置場用地の申請です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分は水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、11番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませぬか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号	非農地証明願に関する件について
議 長	議第6号の非農地証明願に関する件について、1番から6番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま、1番から6番について、議案の説明がありましたが、異議はございませぬか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番から6番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第7号	その他について
議 長	議第7号その他について、議案の説明をお願いします。

用松局長	(別紙議案のとおり)
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題4号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第4回定期総会を閉会いたします。</p>